

令和3年度津市事業者緊急支援金

申請要領



申込期限

令和3年10月22日（金）から

同年12月21日（火）まで

（消印有効）

※原則、郵送受付のみとなります。

三重県が実施する営業時間短縮要請（8月、9月）に伴う協力金の支給対象者はその対象となる月については重複して申請をすることができません。

（例：三重県飲食店時短要請等協力金、三重県集客施設時短要請等協力金等）

目次

1.支援金概要	1
1-1 はじめに	1
1-2 対象者	2
1-2-1 一般型	2
1-2-2 雑所得又は給与所得型	2
2.一般型の申請	3
2-1 支給要件（一般型）	3
2-2 交付額（一般型）	3
2-3 申請に必要な書類（一般型）	4
2-4 上減少要件の確認（一般型）	5
2-4-1 法人及び個人（青色申告している方）	5
2-4-2 個人（白色申告している方）	6
3.雑所得又は給与所得型の申請	7
3-1 支給要件（雑所得又は給与所得型）	7
3-2 交付額（雑所得又は給与所得型）	7
3-3 申請に必要な書類（雑所得又は給与所得型）	8
3-4 売上減少要件の確認（雑所得又は給与所得型）	9
4.【参考】添付書類	10
4-1 確定申告書の写し（収受印入り）	10
4-2 本人確認書類の写し	11
4-3 申請者名義の通帳の写し	11
5.申請に関する注意事項	12
6.お問い合わせ先	12
7.申請書郵送先	12
申請書及び提出書類チェックシート（一般型）	
申請書及び提出書類チェックシート（雑所得又は給与所得型）	
申請書類記載例	

1. 支援金概要

1-1 はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施された令和3年8月及び9月に大きな影響を受けた中小法人等及び個人事業者の事業の継続を支えるため津市独自の支援金交付事業を実施します。

※必ずお読みください※

- 1 支援金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消します。支援金を振込済みの場合、申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 2 支援金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 3 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、津市の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなし、不交付の決定を行います。
- 4 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。

1-2 対象者

1-2-1 一般型

津市内に店舗・事業所を有する中小法人等及び個人事業者で、三重県で緊急事態宣言が発令された月（令和3年8月又は9月）の売上減少率が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満であるもの。

※中小法人等とは本市の区域内において営業を行う事業者であって次のいずれかに該当するものをいう。

- ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満の中堅企業、中小企業その他の法人
- ・常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（資本金の額又は出資金の総額が定められていない場合に限る）

※個人事業者とは本市の区域内において営業活動を行っている個人事業者をいう。

▶申請方法等は p.3【2. 一般型の申請】以降を確認

1-2-2 雑所得又は給与所得型

フリーランスや主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者で、緊急事態宣言が発令された月（令和3年8月又は9月）の業務委託契約等収入の減少率が、平成31年又は令和2年の月平均と比較して30%以上50%未満であるもの。

▶申請方法等は p.7【3. 雑所得又は給与所得型の申請】以降を確認

対象にならない方（一般型、雑所得又は給与所得型共通）

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者や、宗教上の組織若しくは団体、政治団体、暴力団、暴力団員及び関係事業者などは対象外となります。

※三重県による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴い三重県飲食店時短要請等協力金、三重県集客施設時短要請等協力金の支払対象となっている者は対象となる月については本支援金の対象外となります。

2.一般型の申請

2-1 支給要件（一般型）

- (1) 令和2年9月以前から事業により売上を得ており、今後も事業継続する意思があること。
- (2) 令和3年8月又は9月（以下「対象月」という。）の1箇月当たりの全事業、全店舗の売上について、前年又は前々年同月（以下「基準月」という。）と比較して30%以上50%未満減少する月が認められること。

2-2 交付額（一般型）

基準月の売上から対象月の売上を差し引いた額で下記の金額を上限に交付する。

(1)中小法人等については、上限10万円/月

(2)個人事業者については、上限5万円/月

※支給要件を満たす場合は、8月、9月のどちらも申請が可能です。

※前年又は前々年の基準月から令和3年の対象月の売上額を引いた額が上限金額未満の場合はその額（千円未満は切り捨て）を交付します。

【交付額の計算方法】中小法人等の場合

<8月分> 令和2年8月の売上10万円、令和3年8月の売上6万円

$(10万円 - 6万円) \div 10万円 \times 100\% = 40\%$ （売上減少率40%）

$10万円 - 6万円 = 4万円$ （①8月交付額4万円）

<9月分> 令和元年9月の売上50万円、令和3年9月の売上26万円

$(50万円 - 26万円) \div 50万円 \times 100\% = 48\%$ （売上減少率48%）

$50万円 - 26万円 = 24万円$ （②9月交付額10万円）

合計交付額（①+②）4万円+10万円=14万円

2-3 申請に必要な書類（一般型）

①事業者緊急支援金交付申請書（第1号様式）

②令和元年又は令和2年の確定申告書の写し

（8月、9月で比較対象年が異なる場合は2年分の確定申告書類が必要となります。）

<法人>

令和元年又は、令和2年分の収受印入り「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写しを提出してください。

<個人>

令和元年又は、令和2年分の収受印入り「所得税の申告書B（第一表）」の写し及び「所得税青色申告決算書（1頁及び2頁）」の写しを提出してください。

（白色申告者の場合は、所得税の申告書B（第一表））の写しのみ）

③令和3年8月、9月又はその両方の全店舗、全事業の売上を示した書類の写し

（年月、日ごとの売上、売上額の合計額の記載がある売上台帳等を提出してください。）

④事業所の所在地が確認できる公共料金の領収書等の写し

<申請者住所と市内事業所の所在地が異なる場合は必要です>

津市内の事業所の存在を確認するため、令和元年8月から令和3年12月の間に発行された公共料金の領収書等（水道料金、電気料金、ガス料金）の写しを提出してください。

⑤本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

⑥申請者名義の通帳の写し（支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの）

⑦事業者緊急支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）

⑧事業者緊急支援金請求書（第3号様式）

※その他ご留意いただきたい点

- 1 原則、支援金交付申請者の振込口座は、申請者と同一の個人名義又は法人名義の口座名に交付することとなります。
- 2 交付申請書等に不備がなければ、津市ビジネスサポートセンターに到着してから、概ね3週間程度で交付できる予定です。

▶p.10【4.【参考】添付書類】を確認ください。

2-4 売上減少要件の確認（一般型）

2-4-1 法人及び個人（青色申告している方）

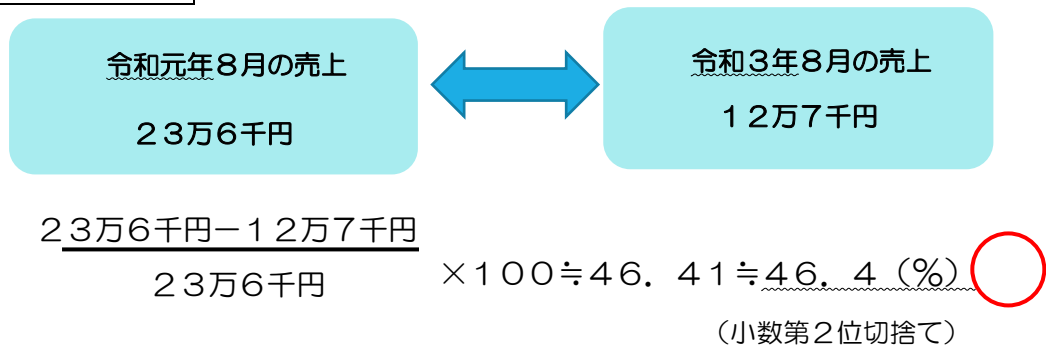
個人事業者

所得税青色申告決算書の2ページ目の月別売上金額（8月又は9月の売上金額）を基準月の売上金額とし、令和3年8月又は9月の全店舗、全事業の売上と比較します。

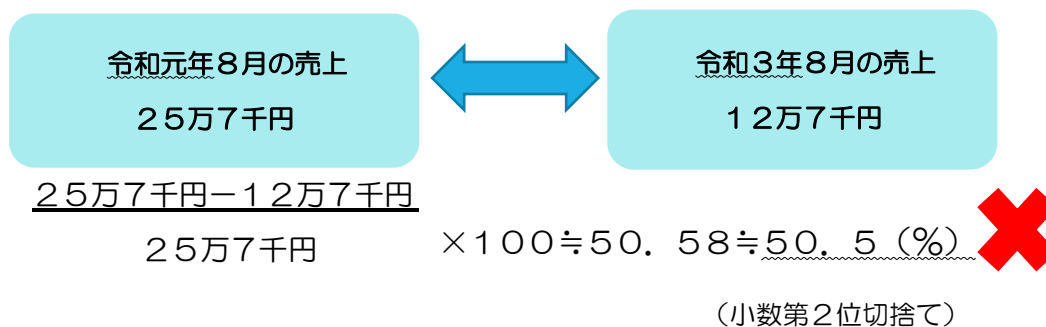
法人

法人事業概況説明書の裏面の月別売上金額（8月又は9月の売上金額）を基準月の売上金額とし、令和3年8月又は9月の全店舗、全事業の売上と比較します。

減少率の計算例1



減少率の計算例2



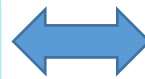
2-4-2 個人（白色申告している方）

所得税の申告書B第一表の「事業」欄に記載されている金額を12か月で除した平均金額を基準月の売上金額とし、令和3年8月又は9月の全店舗、全事業の売上と比較します。

※平成31年1月から令和2年12月の間で開業した事業者が開業年の売上を対象として比較する場合は、所得税の申告書B第一表の「事業」欄に記載されている金額を開業した日の属する月から同年12月までの間の月数で除した平均金額を売上金額とします。【計算例3を参考】

減少率の計算例1

令和2年の総売上高(248万4千)÷12ヶ月
=23万7千円



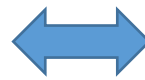
令和3年8月の売上
12万7千円

$$\frac{23万7千円 - 12万7千円}{23万7千円} \times 100 \div 46.41 \div 46.4 (\%) \quad \text{○}$$

(小数第2位切捨て)

減少率の計算例2

令和2年の総売上高(308万4千)÷12ヶ月
=25万7千円



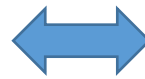
令和3年8月の売上
12万7千円

$$\frac{25万7千円 - 12万7千円}{25万7千円} \times 100 \div 50.58 \div 50.5 (\%) \quad \text{✗}$$

(小数第2位切捨て)

減少率の計算例3 ※令和2年5月に開業した場合

令和2年の総売上高(189万6千円)÷8ヶ月
(5月から12月までの月数)=23万7千円



令和3年8月の売上
12万7千円

$$\frac{23万7千円 - 12万7千円}{23万7千円} \times 100 \div 46.41 \div 46.4 (\%) \quad \text{○}$$

(小数第2位切捨て)

3. 雑所得又は給与所得型の申請

3-1 支給要件（雑所得又は給与所得型）

- (1) 令和2年9月以前から雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という）を主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思があること。
- (2) 令和3年8月又は9月（以下「対象月」という。）の業務委託契約等収入の金額について、令和2年1月から同年12月まで又は平成31年1月から令和元年12月（以下「基準月」という。）までの月平均の業務委託契約等収入の金額と比較して30%以上50%未満の減少する月が認められる者。
- (3) 令和2年9月以前から、被雇用者又は被扶養者ではないことが継続していること。

3-2 交付額（雑所得又は給与所得型）

基準月の業務委託契約等収入から対象月の業務委託契約等収入を差し引いた額で一箇月当たりの支援金の額は5万円を上限に交付する。

※支給要件を満たす場合は、8月、9月のどちらも申請が可能です。

※前年又は前々年の基準月から今年度の対象月の売上額を引いた額が5万円未満の場合はその額（千円未満は切り捨て）を交付します。

【交付額の計算方法】 ※収入とは全事業の業務委託契約等収入を指す

<8月> 令和2年8月の月平均の収入10万円、令和3年8月の収入6万円

$(10万円 - 6万円) \div 10万円 \times 100\% = 40\%$ （売上減少率40%）

$10万円 - 6万円 = 4万円$ （①8月交付額4万円）

<9月> 令和元年9月の月平均の収入50万円、令和3年9月の収入26万円

$(50万円 - 26万円) \div 50万円 \times 100\% = 48\%$ （売上減少率48%）

$50万円 - 26万円 = 24万円$ （②9月交付額10万円）

合計交付額（①+②）4万円+10万円=14万円

3-3 申請に必要な書類（雑所得又は給与所得型）

- ①事業者緊急支援金交付申請書（第1号様式）
- ②令和元年又は令和2年の確定申告書の写し
（8月、9月で比較対象年が異なる場合は2年分の確定申告書類が必要となります。）
令和元年又は、令和2年分の収受印入り「所得税の申告書B（第一表）」の写しを提出してください。
- ③令和3年8月、9月又はその両方の全事業の月間の業務委託契約等収入を示した書類の写し（年月、日ごとの収入、収入額の合計額の記載がある売上台帳等を提出してください。）
- ④国民健康保険証の写し
（本人名義であり、申請日時点で有効な国民健康保険証の写しを提出してください。）
- ⑤本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ⑥申請者名義の通帳の写し（支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの）
- ⑦事業者緊急支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- ⑧事業者緊急支援金請求書（第3号様式）
- ⑨業務委託契約書等の写し及び支払い調書、源泉徴収票、支払明細書の中からいずれか一つ

※その他ご留意いただきたい点

- 1 原則、支援金交付申請者の振込口座は、申請者と同一の個人名義又は法人名義の口座名に交付することとなります。
- 2 交付申請書等に不備がなければ、津市ビジネスサポートセンターに到着してから、概ね3週間程度で交付できる予定です。

▶ p10【4.【参考】添付書類】を確認ください。

3-4 売上減少要件の確認（雑所得又は給与所得型）

令和2年1月から令和2年12月まで又は平成31年1月から令和元年12月の月平均の業務委託契約等収入と、令和3年の8月又は9月の全事業の業務委託契約等収入と比較します。

※月平均の業務委託契約等収入は、所得税の申告書B第一表の「給与」又は「雑（公的年金額は除く）」欄に記載されている金額を12か月で除した金額のことです。

※雇用によらない業務委託契約等に基づく収入であること及び令和2年9月以前から、被雇用者又は被扶養者ではないことが、必須です。

減少率の計算例 1

令和2年の総売上高(248万4千)÷12ヶ月
=23万7千円



令和3年8月の売上
12万7千円

$\frac{25万7千円 - 12万7千円}{25万7千円}$

×100≒46.41≒46.4(%)
(小数第2位切捨て)



減少率の計算例 2

令和2年の総売上高(308万4千)÷12ヶ月
=25万7千円



令和3年8月の売上
12万7千円

$\frac{25万7千円 - 12万7千円}{25万7千円}$

×100≒50.58≒50.5(%)
(小数第2位切捨て)



減少率の計算例 3 ※令和2年5月に開業した場合

令和2年の総売上高(189万6千円)÷8ヶ月
(5月から12月までの月数) 23万7千円



令和3年8月の売上
12万7千円

$\frac{23万7千円 - 12万7千円}{23万7千円}$

×100≒46.41≒46.4(%)
(小数第2位切捨て)



4.【参考】添付書類

4-1 確定申告書の写し（収受印入り）

<法人>

令和元年又は、令和2年分の収受印入り「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写しを提出してください。

<個人>

令和元年又は、令和2年分の収受印入り「所得税の申告書 B（第一表）」の写し及び「所得税青色申告決算書（1頁及び2頁）」の写しを提出してください。（白色申告者の場合は、所得税の申告書 B（第一表）の写しのみ）

※e-Tax を利用して申告した場合は、申告書等とともに「受信通知」を添付してください。

※収受印又は受信通知がない場合は対象年の納税証明書その2を添付してください。

所得税の申告書 B（第一表）

法人事業概況説明書（両面）

法人税の申告書（別表一）

所得税青色申告決算書（1頁及び2頁）

4-2 本人確認書類の写し

申請者（法人の場合は代表者）本人の運転免許証等、顔写真付きのものを提出してください。

運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。

例) 住民票

氏名・住所が明記された公共料金の領収書 等



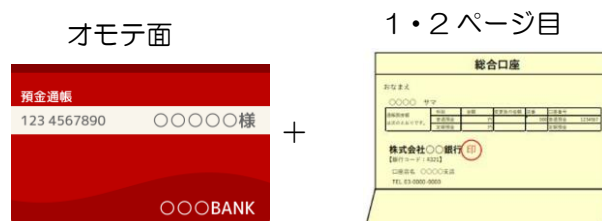
※運転免許証で住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。

4-3 申請者名義の通帳の写し

通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。

必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。

- ①金融機関名
- ②支店名
- ③口座番号
- ④口座名義人（漢字、フリガナ）



5.申請に関する注意事項

- 1 支給要件の確認のため、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査を実施する場合があります。
- 2 本市の施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 3 本支援金の申請は、事業所や店舗数に関わらず、1事業者につき1回限りになります。

6.お問い合わせ先

■ 津市 商工観光部 経営支援課

〒514-0131 津市あのとつ台4丁目6番地1 あのとつピア1階

電話番号：059-236-3355

休業日：土日祝、年末年始(12月29日～1月3日)

7.申請書郵送先

下記の申込先に郵送をお願いいたします。

✂

〒514-0131
三重県あのとつ台4丁目6番地1 あのとつピア1階
津市ビジネスサポートセンター内
津市事業者緊急支援金事務局

✂

※宛先を直接ご記入いただくか、切り取ってお使いください。